

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社 L T V－X

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	12
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
5. 重要な契約等	20
6. 研究開発活動	21
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
2. 自己株式の取得等の状況	32
3. 配当政策	32
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	33
5. 従業員の状況等	44
第5 経理の状況	45
1. 財務諸表等	46
(1) 財務諸表	46
(2) 主な資産及び負債の内容	70
(3) その他	72
第6 提出会社の株式事務の概要	76
第7 提出会社の参考情報	77
1. 提出会社の親会社等の情報	77
2. その他の参考情報	77
第二部 提出会社の保証会社等の情報	78
第三部 特別情報	79
第1 連動子会社の最近の財務諸表	79
第四部 株式公開情報	80
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	80
第2 第三者割当等の概況	81
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	81
2. 取得者の概況	83
3. 取得者の株式等の移動状況	83
第3 株主の状況	84

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	2026年 9 月30日
【会社名】	株式会社L T V－X
【英訳名】	LTV-X Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 学夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目13番18号
【電話番号】	03-6665-8245
【事務連絡者氏名】	取締役 柴田 喬英
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目13番18号
【電話番号】	03-6665-8245
【事務連絡者氏名】	取締役 柴田 喬英

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	213,665	252,679	291,405	352,101	444,626
経常利益 (千円)	38,110	31,762	49,358	81,107	147,277
当期純利益 (千円)	37,292	21,964	36,181	54,644	97,544
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	2,117	2,117	2,117,000	2,117,000	2,117,000
純資産額 (千円)	180,834	202,799	238,980	293,625	391,169
総資産額 (千円)	202,706	232,749	279,225	339,093	460,625
1株当たり純資産額 (円)	85,420.17	95,795.58	112.89	138.70	184.78
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	17,615.84	10,375.41	17.09	25.81	46.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	89.2	87.1	85.6	86.6	84.9
自己資本利益率 (%)	23.0	11.5	16.4	20.5	28.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	73,477	127,973
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△21,064	△26,207
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	249,922	351,688
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	8 (—)	11 (—)	13 (—)	12 (—)	13 (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 第12期、第13期及び第14期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

6. 第15期及び第16期は主にソフトウェアの取得による支出により投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

7. 第15期、第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年

大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、監査法人和宏事務所の監査を受けております。なお、第12期、第13期及び第14期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査法人和宏事務所の監査を受けておりません。

8. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号及び平成24年10月1日付同取扱い)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりであります。

なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人和宏事務所の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
1株当たり純資産額 (円)	85.42	95.80	112.89	138.70	184.78
1株当たり当期純利益 (円)	17.62	10.38	17.09	25.81	46.08
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の事業は、現代表取締役社長野口学夫が2008年1月に、現筆頭株主である小村富士夫氏が代表であるインキュベーションファンドの株式会社Jスタイルに入社し、社内インキュベーション事業としてSaaS事業を立ち上げ、LTV-Labの提供を開始したことに始まります。事業を分社化して株式会社LTV-Innovationを設立した後、事業拡大に伴い、2016年1月に当社の前身である株式会社コアフォースにASP事業を譲渡し、現在の株式会社LTV-X（資本金1千万円、旧：株式会社コアフォース）となりました。

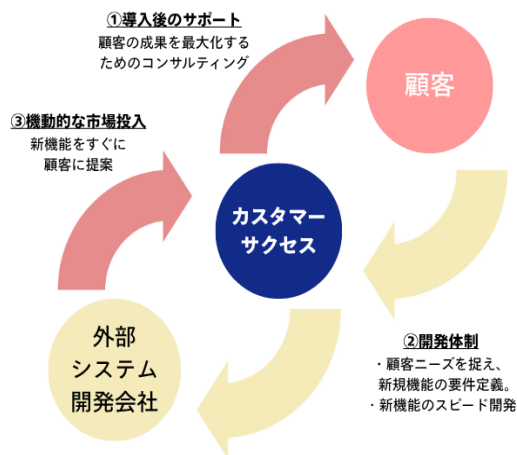
年月	概要
2010年9月	大阪市淀川区において情報処理サービスの提供を目的に株式会社DMIを設立
2011年1月	販路拡大のため東京オフィスを東京都港区に設立
2013年6月	株式会社dmiへ社名変更
2015年12月	会社分割により情報処理サービス部門を事業譲渡（売却） 株式会社コアフォースへ社名変更 東京都港区芝公園へ本社を移転
2016年1月	株式会社LTV-InnovationよりASP事業を譲り受け、 「LTV-Lab」の販売を開始
2019年10月	「ふるさと-Lab」の販売を開始
2021年10月	株式会社LTV-Xへ社名変更
2023年3月	東京都港区芝へ本社を移転
2023年4月	「LTV-Zaiko」の販売を開始

3【事業の内容】

当社は、「世の中の課題をクラウドで解決する」という企業理念を掲げ、先進的なテクノロジーを活用してデータを可視化する技術やノウハウを武器に、データ活用による企業の売上高拡大、業務効率化や省力化、意思決定を支援するクラウドサービスを展開しております。

企業のデジタル化・省力化へのシフトや働き方の見直しに伴う業務の自動化・効率化などへの取り組みが続いており、それらを支援するソフトウェアについては、各分野で高い需要が維持されております。特に当社が手掛けるSaaS型クラウドサービスは、各分野においてイニシャルコストを抑えて短期での導入が可能であることや、システム更新などの運用負荷を軽減できることから導入へのハードルが低いため、企業規模や業種を問わずSaaSに対する投資意欲が高まっており、これが市場成長をけん引しております。

当社の強みは、各分野に関する運用・分析手法についての知見を持ったカスタマーサクセスチームによるコンサルティングの充実であります。当社カスタマーサクセスチームによる個々のクライアント企業に適したコンサルティングを実施することにより、クライアント企業の担当者は、「ツールを導入して満足する」状態から「PDCAを回し続け結果を出す」状態に到達していると考えております。また、このコンサルティングの過程で、当社とクライアント企業との間で「LTVを向上する」という共通認識が構築されるとともに、様々なクライアントからの要望やコンサルティングのノウハウが蓄積されます。そこから、カスタマーサクセスチームが要望やノウハウを基にサービス・新機能のクラウドサービスを提案することにより、新しい価値をクライアントに提供する事が可能となる好循環が生まれております。



また、当社の最大の特徴は、クラウドサービスの新機能開発から提供までをスピーディーに実現する点であります。カスタマーサクセスチームが要件定義を行い、外部開発パートナーによる実装、および多数の販売パートナーとの連携を組み合わせることで、効率的な事業推進体制を構築しております。様々な業界に向けて将来的に100種類のクライアント向けのSaaS型クラウドサービスの開発・展開を目指し、複数のサービスを組み合わせて一体的に提供（コンパウンドSaaS）をする「LTV-100」という行動指針に掲げております。さらに将来的には、AI技術を加えることで、ツール間をまたいだ高度なデータ分析を可能にし、顧客の売上拡大をより強力に支援する体制の構築を目指しております。

当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントにて事業を行っておりますが、展開している市場や業界、クライアント規模の大小に応じて、複数のシリーズ／プロダクト展開をしております。

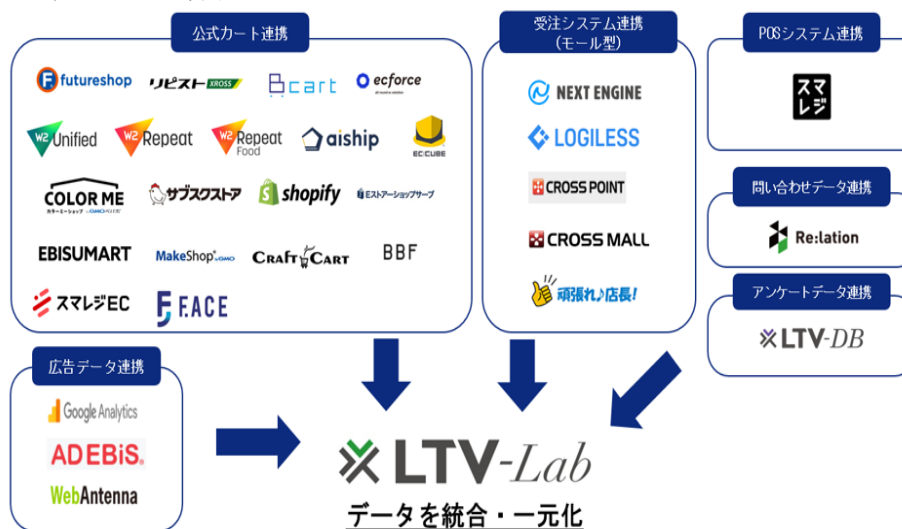
各プロダクト概要は以下のとおりであります。

(1) LTV-Labシリーズ（CRM・MA）

LTV-Labシリーズ（CRM・MA）は、中堅・中小事業者向けのCRM・MAツールとして展開しております。その中でも「LTV-Lab」は、中堅・中小通販EC事業者（アパレル／健康食品／化粧品／雑貨など）や小売業など、BtoCだけではなく、BtoBの事業も含む企業を中心に、オンラインマーケティングの施策のPDCAを回すことによるLTVの向上にむけて導入されております。既に多数のECカートサービス等と連携対応が可能となっております。また展開当時より中堅・中小企業でもCRM・MAツールが導入できるよう、低価格プランを採用する一方で、メール配信無制限とし、クライアント企業の投資対効果の充実を図ってまいりました。またデータ連携等に関しても、既存の様々なECシステムと標準的なデータ連携機能を開発・実装し、自社ECサイ

トだけではなく、モールや実店舗の顧客注文データ統合も可能としております。

< E C システム標準データ連携機能 >



クライアント企業が「LTV-Lab」のサービスを活用することで、「1st Party Data」といわれる、クライアント企業自身が保有する顧客データ（氏名や購入履歴など）やWebサイトへのアクセスログ等といった行動履歴データを一元管理・整理することが可能です。

また、蓄積されたデータを自動で分析・分類し、メールやLINE等の最適な手段で顧客ごとに適した情報配信を行うことができます。これにより、クライアント企業はリピート購入やファン化を促す施策を実行し、LTV向上が可能となります。

< LTV-Labシリーズの主なサービスラインナップ >

LTV-Labシリーズは、主に次の主要なサービスによって構成されています。

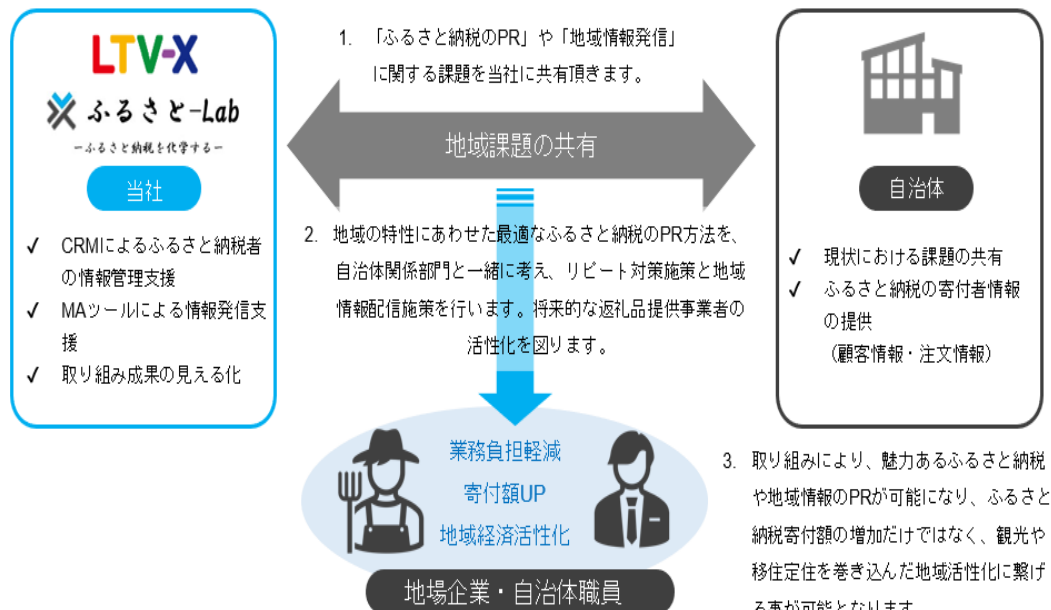
製品名	特徴	対象規模
	EC・通販向けCRMシステム。顧客管理・情報配信・分析が一通貫で行えるサービス。	中小～中堅規模
	LTV-Labの機能に加え、高度な分析機能を搭載し、大企業での分析から運用までをサポートするCRMシステム。	大規模
	実店舗とEC向けCRMシステム。データを統合し、そのデータに対して様々な情報配信ができるサービス。	中堅～大規模
	B to B通販に特化したMA／CRMシステム。B to B取引を意識した機能を多数用意し、B to B取引をDX化するサービス。	中小～中堅規模
	定期購入・単品リピート通販向けCRMシステム。	中小規模

(2) ふるさとLab

ふるさとLabは、自治体向けのふるさと納税寄付におけるリピーターを増やすサービスとして展開しております。これまで民間のEC通販事業支援で培ったノウハウを自治体に提供し、自治体が抱える課題を解決すること

で、ふるさと納税寄付額の向上から地方創生支援につなげてまいります。また、これをきっかけにふるさと納税及び関係人口の増加に寄与し、地域活性化を促進することを目指しております。

<ふるさとLab概念図>



(3) LTV-Z a i k o

LTV-Z a i k oは、小売業を中心とした事業者向けの需要予測／在庫分析ツールとして展開しております。「大量生産・大量廃棄という世界的課題の解決。そしてサステナブルな世界を構築する」をスローガンとして、LTV-L a bで培った顧客育成のノウハウを商品の管理／育成に展開し、商品の無駄な値引きを抑制し、最適な在庫状態を可視化できる分析を実装しました。また、在庫分析にとどまらず、その結果を行動にシームレスに展開ができるようLTV-L a bへの連携を実現いたしました。具体的には、LTV-L a bで保有している各商品のアクセス履歴や販売状況と連携する事により、「何故売れているのか」「何故売れていないのか」を分析・可視化でき、またLTV-Z a i k oで抽出した商品リストをLTV-L a bに連携し、情報配信を行うといった事も可能になります。

用語	説明
L T V	L i f e T i m e V a l u e（顧客生涯価値）の略称。 ある顧客が、自社の商品・サービスを初めて利用してから、長期的な関係の中で生涯にわたって得られる利益（売上）の総量を指す。
S a a S	S o f t w a r e a s a S e r v i c e（サース/サーズ）。 複数の機能を持ったソフトウェアから、ユーザーが必要な機能を選んで利用するソフトウェアの提供形態、または、ソフトウェア提供サービスのこと。 サービス提供事業者側のシステム（サーバ）で稼働しているソフトウェア機能を、インターネットを通じてブラウザ上で利用するタイプのサービスが主流。
コンパウンド S a a S	コンパウンド S a a S とは、共通のデータ基盤を持ち、既存顧客への新プロダクト連携提供を通じて、顧客の業務フロー全体を包括的に支える「複合型」のサービスモデルを指す。
1 s t P a r t y D a t a	1 s t P a r t y D a t a（ファースト・パーティ・データ）とは、企業や組織が自社の顧客との関わりの中で直接収集した顧客データのことを指す。類義語に 2 n d P a r t y D a t a（セカンド・パーティ・データ/他社が収集したデータ）、3 r d P a r t y D a t a（サード・パーティ・データ/自社以外のサイトから収集したデータ）がある。
C R M	C u s t o m e r R e l a t i o n s h i p M a n a g e m e n t（顧客関係管理）の略称。 広義には「顧客との関係を管理するもの」、狭義には「顧客関係管理ツール／システム」のことを表す。
マーケティングオートメーション (MA)	マーケティングのプロセスを自動化するツール。

システム開発会社

開発・納品 保守

対価支払

LTV-X

LTV-Labシリーズ
(CRM・MA)

LTV-Lab
LTV-Lab PLUS+ LTV-Lab GREAT+
LTV-Lab 定額+ LTV-Lab G to B+
LTV-Lab for shopify LTV-DB

ふるさとLab

ふるさと-Lab
—ふるさと納税を代替する—

LTV-Zaiko

LTV-Zaiko
—サステナブルな世界を—

サービス提供

対価支払

サービス提供

対価支払

販売代理店

顧客
法人・個人事業主
・自治体

小売業

自治体

サービス業

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「世の中の課題をクラウドで解決する」というビジョンのもと、先進的なテクノロジー活用によるデータを可視化する技術やノウハウを武器に、データ活用による企業の売上高拡大、業務効率化や省力化、意思決定を支援するサービスを展開しております。

(2) 経営環境

当社が提供する「LTV-Labシリーズ」はクラウド型CRM市場に属します。クラウド型CRM市場の市場規模は2029年度には1.2兆円超の市場となる予測（（注）1）であります。また、国内AIシステムの市場規模は2029年には4.1兆円超の市場予測（（注）2）となっており、AIによる自動化・パーソナライズ化に伴い、より一層の活用及び市場の拡大が見込めると考えております。

デジタルマーケティング市場においては、企業が保有する顧客データを活用した顧客体験の向上・パーソナライズ施策への重要性が増しております。加えて、AI技術の進化により、企業が保有する顧客データ等を収集・構造化し、AIが活用可能なデータとして蓄積することの重要性が高まっております。

さらに、企業においては、様々な情報が複数のシステムや部門に分散して管理され、統合・一元化ができていないケースが多く、活用するための人材やノウハウも不足しております。

当社は、前述のとおり多岐に渡る業界に向けて複数のSaaS型クラウドサービスを開発・展開するコンパウンドSaaS構想を推進しており、それぞれの市場で様々な規模の企業に当社サービスを利用いただくことにより、各ユーザーの顧客満足度向上がもたらす各市場の拡大と合わせて、当社事業も順調に拡大し得ると考えております。

（注）1．出典：デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社 「マーテック市場の現状と展望 2025年度版 クラウド型CRM市場編（第9版）」

（注）2．出典：IDC Japan株式会社「2024年国内AIシステム市場予測を発表」

(3) 経営戦略

当社の推進するコンパウンドSaaS構想は、複数のプロダクトを複数の市場に向けて展開することで、①多様なニーズをカバーできる、②クロスセルによる販売機会の最大化、③顧客のロイヤリティ向上による継続率の向上、④市場環境の変動リスクを最小化といった特徴を持ちます。特定の分野にフォーカスしたソリューションだけを提供するのではなく、統合的に顧客のニーズを解決できるソリューションを提供する体制を構築することが当社の経営戦略の中心となる考え方であり、

また、当社の推進するSaaS型クラウドサービス事業は、継続率の高いサービス利用料が収入の大半を占めるストック型ビジネス（サブスクリプションモデル）であり、収益・投資等の計画を立てやすく、スケールメリットを得やすいビジネスモデルのため、基本的には堅調な事業推進が可能となっております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は「世の中の課題をクラウドで解決する」というビジョンのもと、特定の分野にフォーカスしたソリューションだけを提供するのではなく、統合的に顧客のニーズを解決できるソリューションを提供する体制を構築するため、以下のとおり当社の事業上及び財務上の課題として掲げております。

①顧客に対する提供価値の向上と販路の拡大

当社事業には競合する企業が多数存在しておりますが、次の3点について他社との差別化を図っております。

a. 充実したカスタマーサポート

近年多くの企業がカスタマーサポートをメールやチャットのみの対応としておりますが、当社は課題解決の即時性及び有効性を重視し、電話対応も行っております。電話での問答で課題解決が図れない場合は、オンラインMTGで画面共有しながらサポートを行うなど、完全伴走型で顧客の課題解決をサポートする体制は当社の強みの一つであると考えております。

b. 新アジャイルモデルによるサービスのカスタマイズ性

新アジャイルモデルとは、SaaS型だけでは不満、スクラッチ型では費用が増大になる、といった

両者の課題を解決した開発モデルになります。

汎用的な部分はSaaS型によるリカーリングモデル（（注）3）による提供、そこに各企業の要望部分の開発を一部加える事で、SaaSでもない、スクラッチ開発でもない、新たなアジャイルモデルの提供になります。独自開発を一部加える事により、顧客独自のシステムとなり、顧客継続率・LTVの最大化を実現化しております。

（注）3．継続的に価値を提供し、長期的な収益（継続収益）を得るビジネスモデル

<新アジャイルモデル モデル比較表>

・SaaS型とスクラッチ開発型両方のメリットを提供

	SaaS型	スクラッチ型	LTV-Xシリーズ
導入	○ (低い)	× (高い)	○ (低い)
コスト	○ (比較的安価)	× (高価)	◎ (安価)
カスタマイズ	△ (低い)	○ (高い)	○ (SaaS+カスタマイズ)

[特徴]

- ・SaaS型では要望が満たせない、スクラッチ型では費用が膨大になるという企業課題を解決
- ・汎用的な部分はSaaS型で月額課金、そこに各企業の要望部分の開発（スポット課金）を加えることで、SaaSでもない、スクラッチでもない新たなアジャイルシステムとなり、顧客継続率・LTVの最大化を実現

c．低価格・従量課金の仕組み

当社のサービスは、競合他社に比べると安価に導入・運用が可能です。クラウドサービスであるため多額の初期費用がかからないことはもちろん、ランニングコストも低く抑えられることで、顧客の導入コスト及び運用負荷を軽減することが可能です。

また当社サービスは、メール配信機能を持つツールとして一般的なメール配信数による従量課金を行っておりません。これは、メールの配信数（課金）を気にして十分な施策を打てない（メールマガジンを配信できない）ことを避けるためであり、大きな特徴の一つであります。

これらの点をふまえ、当社はこれまでもサービス面、性能面、機能面で競争力を高めてまいりました。今後も顧客の声を積極的に取り入れ、性能面の改善や新機能の追加を継続的に提供することにより、顧客への提供価値向上を図ることが重要であると考えております。また、今後も継続して広告宣伝活動の強化、提携代理店等との連携強化等を通じ、自社サービスの販路拡大を進めてまいります。

②優秀な人材の確保

当社が中長期的に成長するにあたり、提供するサービスの付加価値を高め、新規顧客を獲得するとともに、サービスの解約率を低く抑えることが重要であると考えております。そのためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。事業の拡大に合わせて優秀な人材の採用と、優秀な人材の育成を継続して進めてまいります。

③情報管理体制の強化

当社は、顧客が保有する個人情報を含め様々な情報を預かっているため、当該情報管理を継続的に強化し続けることが重要であると考えております。そのため、プライバシーマークを取得し情報管理体制の維持向上を図るといった対策を行っております。また、情報管理規程等に基づき管理を徹底するだけでなく、社内教育・社内研修の実施やシステムの整備等を継続して行っております。

④システムの安定性の確保

当社は、インターネットを利用して顧客にサービスを提供しているため、システムの安定稼働が必要不可欠であります。このため、顧客の増加に合わせたサーバーの処理能力を増強する施策を計画的に実施し、システムの安定性確保に努めてまいります。また、災害発生時に備えてバックアップサーバーを構築する施策も継続して実施しております。

⑤内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やガバナンス、リスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。そのため当社は監査等委員会の設置、社外取締役の選任、内部監査体制の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めております。また、内部監査人と監査等委員会との連携強化等の施策により業務執行の適法性・妥当性・透明性を監視する機能を強化し、財務報告に係るリスクを最小化して、経営の健全化に努めてまいります。

⑥財務上の課題

当社は無借金経営を維持しており、キャッシュ・フロー及び手元流動性ともに安定した状態を確保しており、本書提出日現在において対処すべき財務上の重要課題はございません。なお、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保資金の確保等により、引き続き財務基盤の強化に努めてまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が提供するサービスは、サービス利用料としての月額料金を課金することで、継続的な収益を獲得することができるものであるため、MR R、金額解約率を指標として重視しております。

<用語集>

用語	説明
アジャイルモデル (アジャイル型)	アジャイル開発のこと。 アジャイル開発とはソフトウェア開発手法のひとつで、機能単位の小さなサイクルで[計画・設計・開発・テスト]までの工程を繰り返す開発方法。変化に対応しながら進めることで、リスクを最小限にすることが出来る。
スクラッチ型	スクラッチ型開発のこと。 スクラッチ開発とは、ソフトウェアやコンピュータシステムをゼロの状態から、完全オーダーメイドで作り出す開発手法のこと。
スポット課金	継続型の従量課金に対して、単発での課金形態のこと。 初期費用や追加の開発費用などがこれにあたる。
MR R	MR Rは、Monthly Recurring Revenueの略で、「月次経常収益」や「月間定期収益」のように、毎月繰り返し得ることのできる月額料金。該当期の最終月の数値のこと。また、毎年繰り返し得ることのできる年額料金をARRといい、Annual Recurring Revenueの略で、該当期の最終月のMR Rを12倍した数値のこと。
金額解約率	金額解約率は、年間MR Rに占める年間解約金額（前月解約による当月MR R減収額の年間合計）のこと。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は「世の中の課題をクラウドで解決する」というビジョンのもと、特定の分野にフォーカスしたソリューションだけを提供するのではなく、統合的に顧客のニーズを解決できるソリューションを提供する体制の構築を目指し、事業活動を通じて労働人口の減少等の社会課題の解決や環境・経済の持続可能性の実現に取り組んでおります。当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）ガバナンス

当社はサステナビリティに対する取り組みの検討やリスク及び機会を監視し管理するため、関係部門間で連携して実施しており、経営課題について取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、解決に向けた取り組みを行っております。コーポレート・ガバナンス体制については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

（２）リスク管理

当社は、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスクの未然防止と早期かつ適切な対応を通じて損失を最小限に抑えることを目指し、組織的かつ計画的な取り組みを進めております。サステナビリティに関するリスク及び機会についても経営に影響を与える可能性のあるリスク情報を認識・評価を行うとともに、重要なリスク及び機会を認識した場合は対処を検討し、取締役会等に報告する体制でリスクマネジメントを行っております。

（３）戦略

当社は、サステナビリティに関する取り組みを、事業活動に伴うリスクへの対応にとどまらず、中長期的な企業価値の向上につながる機会としても捉えております。特に、人的資本への投資及び情報管理体制の強化は、当社の競争力の向上及び持続的な成長に資する重要な機会であると認識しております。

<人的資本>

当社が中長期的に成長するにあたり、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えており、性別や年齢、国籍などを問わず、多様性に富んだ優秀な人材の積極的な採用、社内教育・社内研修等に取り組んでおります。引き続き従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、優秀な人材の採用と併せて、優秀な人材の育成を進めてまいります。

<情報管理体制の強化>

当社は、顧客が保有する個人情報を含め様々な情報を預かっているため、当該情報管理を継続的に強化し続けることが重要であると考えております。そのため、外部の監査機関の監査を受け、プライバシーマーク認証を取得し、情報管理規程等に基づき管理を徹底するだけでなく、社内教育・社内研修・情報の取り扱いに関する監査等の実施やシステムの整備等を継続して行い、情報管理体制の強化に取り組んでおります。

（４）指標及び目標

当社は、上記「（３）戦略」で述べたとおり、人的資本への投資及び情報管理体制の強化を重要視して投資を行うこととしておりますが、組織が拡大中であり一定の指標を設けて定点観測することが困難であるため、現時点では定量的な指標や、目標設定はしておりません。今後、成長を続ける中で適切な指標や目標の設定について検討を進めていく予定であります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社は、これらのリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

また以下の各事項において、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化したときに当社の経営成績等の状況に与える影響について合理的に予見することが困難な場合には、その可能性の程度や時期・影響についての記述は行っておりません。なお、当社はリスク管理の基本方針及び管理体制を「リスク管理規程」において定め、リスク管理の基盤としての内部統制システムと、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会において、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスク顕在化の予防を図っております。

(1) 事業に関するリスク

① 市場環境について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社が提供するクラウドを利用したSaaS型サービスについては、現在、企業が業務の自動化や効率化を進めており、それらを後押しするシステム投資へのマインドが上向いていることから、企業規模を問わず高い需要が継続しております。しかしながら、今後の経済情勢や景気動向等の変化によって、顧客企業の投資マインドが減退するような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

このような市場環境の中、当社では、提供プロダクト・サービスの多角化を進めることにより、外部環境の急激な変動に強いビジネスモデルの構築を推進しております。

② 競合について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社が事業を展開するCRM/MAツール市場は競合企業が複数存在しており、今後SaaS型サービス等のクラウド市場の拡大に伴い、規模の大小を問わず競合企業が新規に参入する可能性があります。競合企業や新規参入企業との競争激化により、当社が想定している事業展開が図れない場合等には、当社の事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社は、提供するサービス品質の高さ、アジャイル開発による顧客要望の早期実現及びカスタマーサポートの充実という点を当社の強みとして認識しており、これらの点を維持・強化することで競争力の維持に努めております。

③ 技術革新への対応について（発生可能性：中、時期：常時、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社がサービスを提供するインターネット業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われ、変化の激しい業界となっております。何らかの理由で技術革新等への対応が遅れた場合、当社が提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また予定していない開発費等の投資が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社は、技術革新や新しいトレンドには柔軟に対応していく必要があると考えているため、役職員が主体的に最新の技術動向や環境変化についての情報収集を支援する体制を整えているほか、優秀な人材の獲得及びリスキリング支援（注）1）といった社員教育の拡充にも取り組んでおります。

（注）1. 新しい技術や時代の変化に伴い、新しい知識やスキルを習得すること

④ システムトラブルについて（発生可能性：中、時期：常時、影響度：大）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社のサービスはインターネット経由で提供されており、サービス基盤は社内外のネットワークやシステムに依存しております。例えば自然災害や事故等により、電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因により、ネットワークやシステムが停止した場合には、サービスを提供することが不可能となる場合があります。またアクセスの一時的な増加による負荷増大で当社サーバーが停止する場合や大規模なプログラム障害でサービス提供に支障が出る場合があります。さらに、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入等の犯罪や

当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。これらの場合、当社のサービスへの信用度が著しく低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社では、前述のような様々な状況下でも安定的にサービスを提供するため、サーバー設備の増強やバックアップ体制を整備しております。

⑤ 新規事業への投資について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：低）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社では、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するため、新規事業を開発するための取り組みを積極的に進めていく方針であります。しかしながら、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、投資に対して十分な回収を行うことができなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

新規事業が安定して収益を生み出すまでには、一定期間、研究開発等への投資を要することが想定され、全社の利益率を低下させる可能性があるため、新規事業への投資については市場動向を十分に観察分析し、事業計画等を慎重に検討した上で実行判断をするほか、既存事業の収益とのバランスを勘案しながら、許容できるリスクについて判断しております。

⑥ 当社サービスについて（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：大）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社の売上高は、主力サービスである「LTV-L a bシリーズ」に依存したものとなっております。2026年3月期においては全体の売上高の70%を超えております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、市場環境等の変化により「LTV-L a bシリーズ」の売上高が著しく減少した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

主力サービスの安定供給を図るとともに、継続的に新たなシステム開発を行うことで、提供プロダクト・サービスの多角化を図り、ストック収益の拡大、特定のサービスに依存しないビジネスモデルの構築を推進し、リスクを分散することに注力してまいります。

⑦ 外注開発会社への依存について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：大）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、ジャストウェア株式会社への外注依存度が高い状態にあり、2026年3月期においては開発全体の84.4%を占めております。ジャストウェア株式会社の業績悪化・契約解除等、他の理由で契約が終了又は不利な変更があった場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社サービスの開発・保守等を行うジャストウェア株式会社には、システム構築に関するノウハウが蓄積されており、現状は開発効率およびコスト面において継続的な取引が最適であると判断しております。また、ジャストウェア株式会社と適切な業務委託契約を締結し、業務委託料をレベニューシェアとすることで、当社サービスの拡大が同社の売上拡大にも寄与できる体制となっており、相互に成長期待が持てる体制及び関係性を構築しております。一方で、ソースコードは当社が管理しており、他開発会社への変更は可能であります。必要に応じて、外注開発先をマルチ化して、リスクの軽減を図ってまいります。

(2) 会社組織に関するリスク

① 内部管理体制について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：低）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は事業規模に応じた組織体制を志向しており、内部管理体制についても組織の規模に応じたものとなっております。しかし、今後の事業拡大に応じて適切かつ十分な対応ができなかった場合には、当社の事業遂行及び拡大に制約が生じ、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社は今後、事業及び業容の拡大に先んじて人材の採用を行うとともに、内部管理体制の適切な強化・充実を図る予定であります。

② 人材の確保・育成について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社では、今後更なる業容拡大に対応するため、優秀な人材を確保し、継続して育成・定着させることが重要な課題であると考えております。しかし、当社が求める人材を十分に確保できず、また社内における人材育成が計画通りに進まない場合、適正な人員配置が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

[リスクへの対応策]

採用においては、採用活動の開始時期を早期化し、事業計画と連動した採用計画の達成を図ります。また、入社後及び在籍社員の人材育成や福利厚生制度の充実を図り、定着率の向上を図るといった各種施策を推進することでリスクへ対処してまいります。

③ 特定人物への依存について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

代表取締役社長である野口学夫は、2019年以降継続して当社代表を務めており、経営方針の決定から事業運営までにおいて極めて重要な役割を果たしております。しかしながら、何らかの理由により業務遂行が困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社では、適切な権限移譲を図るための組織整備や社内の人材育成を行うことによって、特定人物へ依存しない経営体制の構築を進めてまいります。

④ 情報管理体制について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：大）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、顧客企業の会員に関する個人情報を取り扱っており、細心の注意を払いながら業務を推進しておりますが、万が一個人情報の流出が発生した場合、社会的信用の失墜や当該事象に起因する多額の経費発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当該情報流出を回避するため、2016年9月に「プライバシーマーク」の認証を取得し、個人情報基本規程、業務マニュアル等のルールを整備充実に取り組み、社員教育の徹底等により、個人情報を保護・管理する体制の維持に努めております。

⑤ 知的財産権について（発生可能性：低、時期：常時、影響度：低）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、当社が開発した知的財産については適切に登録等を行い当社財産の保全を図っております。しかしながら、第三者による当社の権利に対する侵害により、企業・ブランドイメージの低下、サービス運営への悪影響等を招き、その対応のために多額の費用が発生する可能性があります。

また万が一当社が第三者の知的財産を侵害した場合には、損害賠償請求、使用差し止め請求や社会的信用を失うことなどが想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社が保有する知的財産を侵害されるリスクについては、定期的に該当事項がないか調査を行い、疑義が生じた場合は専門家と連携を取り調査を行うこととしております。

また、当社が他社の保有する知的財産を侵害するリスクについては、サービスの開発段階において採用する技術等について、必要に応じて専門家と連携を取り調査を行うこととしております。

⑥ 訴訟等について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、現在において訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来の法的規制等の改正等に適時適切に対応できないことや各種契約等の解釈の齟齬が生じたこと等を原因とする訴訟が提起された場合、内容及び結果によっては当社の事業運営、経営成績、財政状態及び企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

訴訟等が提起されることを未然に防止するため、内部管理体制の整備・運用を通して法令等遵守体制を構築しております。不正行為や法令違反については内部または外部通報窓口への通報を促し、当社全体でリスクに対処できる体制を整えております。

⑦ 自然災害、感染症について（発生可能性：中、時期：常時、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当事業は、インターネットや第三者が提供するクラウドサーバー等に依存しております。そのため、これらに被害をもたらす恐れのある大規模な自然災害が発生した場合には、事業を継続することができない等の支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症のような疫病の感染が拡大した場合にも、対面での商談やオフラインのイベント開催ができないことによる見込み顧客数や商談数の減少により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

[リスクへの対応策]

当社は大規模災害が発生し、当社近隣が被災した場合に備えBCPを作成しており、有事の際にはこれを指針として適切な対処に努めてまいります。

また、感染症の拡大については、受ける影響を最小化するため、テレワーク設備・制度の導入や当社役職員への感染症拡大を防止する各種対策を講じております。

(3) その他

① 筆頭株主について（発生可能性：中、時期：中～長期、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社の筆頭株主である小村富士夫氏は、株式会社SRI（代表取締役小村富士夫）持ち分と合わせ、本書提出日現在で発行済株式総数の55.0%（うちSRI社持分8.0%）を保有しており、今後も引き続き大株主にとどまる見込みであります。

当社としては安定株主であるとの認識ですが、将来的に何らかの事情により同氏が保有する当社株が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：低）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、当面は株主への長期的な利益還元を実現するために、環境変化に対応した事業展開を行うとともに、内部留保資金の充実を図る方針であります。将来は、株主への利益還元と財務体質並びに内部留保の充実のバランスを考慮しながら、配当を検討する所存でありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：低）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の役職員に対して新株予約権を付与しており、本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は238,300株であり、発行済株式総数の11.3%に相当しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

④ 調達資金の使途、投融資について（発生可能性：低、時期：中～長期、影響度：中）

[リスクの内容と顕在化した際の影響]

当社は新規上場に伴う公募増資資金について、システム開発、マーケティング、人材採用等による費用に充当する計画としております。しかしながら当社の属する業界の環境変化や、それに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果が上げられなくなる可能性や、場合によっては充当先の変更が生ずる可能性があります。この場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第16期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は396,906千円で、前事業年度末に比べ110,478千円増加いたしました。これは主に当事業であるクラウドシステムの開発・運営事業の好調に伴う営業活動によるキャッシュ・フローの創出により現金及び預金が101,766千円、同様に売上高が伸長したことにより売掛金が8,656千円増加したことによるものであります。

固定資産合計は63,719千円となり、前事業年度末に比べ11,053千円増加いたしました。これは減価償却費により有形固定資産は3,253千円、無形固定資産は13,066千円それぞれ減少しましたが、サービス基盤となるサーバーの取得により有形固定資産が6,780千円、当事業用ソフトウェアの無形固定資産が19,660千円増加したことで減少分を吸収したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は69,456千円で、前事業年度末に比べ23,987千円増加いたしました。これは主に当事業の好調に伴い当期の課税所得が増加したこと未払法人税等が19,100千円、課税売上の増加に伴い流動負債の「その他」に含まれる未払消費税等が2,821千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当該事業年度末における純資産合計は391,169千円で、前事業年度末に比べ97,544千円増加いたしました。これは当期純利益を97,544千円計上したことによるものであります。

第17期第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

（資産）

当第1四半期累計期間における流動資産は405,965千円で、前事業年度末に比べ9,059千円増加いたしました。これは主に当事業であるクラウドシステムの開発・運営事業の好調に伴う営業活動によるキャッシュ・フローの創出により、現金及び預金が4,089千円、同様に売上高が伸長したことにより売掛金が2,356千円増加したことによるものであります。

固定資産合計は60,630千円となり、前事業年度末に比べ3,088千円減少いたしました。これは減価償却費により有形固定資産は738千円、無形固定資産は3,595千円それぞれ減少したことによるものであります。投資その他の資産に含まれる「繰延税金資産」は前期末比2,174千円減少いたしました。主な要因は、前期末の未払事業税等の納付による一時差異の解消によるものであります。

（負債）

当第1四半期累計期間における負債合計は41,458千円で、前事業年度末に比べ27,998千円減少いたしました。これは主に前期末に計上していた確定税額の納付に伴い未払法人税等が23,886千円、流動負債の「その他」に含まれる未払消費税等が2,867千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期累計期間における純資産合計は425,137千円で、前事業年度末に比べ33,968千円増加いたしました。これは四半期純利益を33,968千円計上したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は91.1%（前事業年度末は84.9%）となりました。

② 経営成績の状況

第16期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

あらゆる情報がデジタル化されビッグデータ化する中で、当社は「世の中の課題をクラウドで解決する」というビジョンのもと、先進的なテクノロジー活用によるデータを可視化する技術やノウハウを武器に、データ活用による企業の売上高拡大、業務効率化や省力化、意思決定を支援するサービスを展開しております。

当事業年度の経営環境においては、前年度から引き続き高い需要が維持されております。特に当社が手掛けるSaaS型クラウドサービスは、イニシャルコストを抑えて短期での導入が可能であることや、システム更

新などの運用負荷を軽減できることから導入へのハードルが低く、企業規模や業種を問わず投資意欲が高く、市場成長をけん引しております。

当社では、成熟期にあるプロダクト「LTV-Lab」では高収益・高成長を確立しており、「LTV-Salon・わくわく店舗」「Right-Time」では安定した売上を継続し、導入期から成長期に差し掛かった「LTV-Zako」「ふるさとLab」は年を追うごとに順調に成長を続けております。特に、「ふるさとLab」については、総務省が「2025年10月以降、ポイント付与を行うサイトを介したふるさと納税を禁止する」旨の発表を行い、同制度が施行されました。制度改正によりリピーター向け施策を得意とする当社サービスへの引き合いは高まっており、全社ベースで引き続き高い成長率と利益率を同時に実現しております。

新規顧客を獲得するための活動としては、サービスサイトのコンテンツ拡充やWebセミナー等の開催により、当社サービスに関心をもつ顧客を集客し、導入を検討する企業にはサービス説明やデモを実施しながら受注を獲得してまいりました。また販売パートナーとの協働（展示会出展やセミナー共催）などの手法も活用し、潜在的な顧客に対して積極的に提案を行うことで、新たな顧客層の開拓を推進しております。

以上の取り組みの結果、当事業年度における売上高は444,626千円（前事業年度比26.3%増）となり、前年の高成長を継続しております。また将来の大きな市場獲得を見据えて新規開発・マーケティング投資などの積極的な成長投資を継続した結果、営業利益は146,606千円（前事業年度比81.1%増）、経常利益は147,277千円（前事業年度比81.6%増）、当期純利益は97,544千円（前事業年度比78.5%増）となっております。

なお、当社はクラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

当社では、成熟期にあるプロダクト「LTV-Lab」では高収益・高成長を確立しながら、「LTV-Salon・わくわく店舗」「Right-Time」では安定した売上を継続し、導入期から成長期に差し掛かった「LTV-Zako」「ふるさとLab」は年を追うごとに順調に成長を続けております。またシード期からスタートアップ期のプロダクトへの投資・開発も並行して進めております。いずれも継続収益が大部分を占めるSaaS型サービスであり、それぞれの事業による収益が上乗せされる形で成長を継続しております。高収益の安定事業、成長期待の高い発展途上の事業、成長分野向けの新プロダクト投入による複数プロダクトからの継続収入の組み合わせにより、全社ベースで引き続き高い成長率と利益率を同時に実現しております。

新規顧客を獲得するための活動としては、コンテンツ制作によるSEO等によるオンラインマーケティング、Webセミナー等のイベントへの参加により、当社サービスに関心をもつ顧客を集客し、導入を検討する企業にはサービス説明やデモを実施しながら受注を獲得してまいりました。また販売パートナーとの協働（展示会出展やセミナー共催）も活用し、潜在的な顧客に対して積極的に提案を行うことで、新たな顧客層の開拓を推進しております。

以上の取り組みの結果、当第1四半期累計期間における売上高は126,716千円となり、前年の高成長を継続しております。また将来の大きな市場獲得を見据えて新規機能開発投資などの積極的な成長投資を継続した結果、営業利益は50,611千円、経常利益は50,640千円、四半期純利益は33,968千円となっております。

なお、当社はクラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、351,688千円と前事業年度末と比べ101,766千円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は127,973千円(前事業年度は73,477千円の獲得)となりました。これは主に、資金の増加要因として税引前当期純利益147,277千円(前事業年度は81,107千円の計上、前事業年度比66,170千円の増加)を計上したことや、減価償却費16,893千円(前事業年度は13,794千円、前事業年度比3,099千円の増加)等の非現金支出があったことによるものであります。一方で、資金の減少要因として当社事業の売上債権の増加額8,656千円(前事業年度は6,443千円、前事業年度比2,212千円増加)や、法人税等の支払額32,710千円(前事業年度は19,974千円、前事業年度比12,736千円の増加)があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は26,207千円(前事業年度は21,064千円)となりました。これは有形固定資産の取得による支出6,780千円、無形固定資産の取得による支出19,426千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金はありませんでした。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第16期事業年度及び第17期第1四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)	第17期第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
クラウドサービス事業 (千円)	444,626	26.3	126,716	-
合計(千円)	444,626	26.3	126,716	-

- (注) 1. 当社はクラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先別の販売実績等の記載は省略しております。
3. 当事業年度における販売実績の著しい増加(前事業年度比26.3%増)は、主にクラウドサービス事業において主力の「LTV-Xシリーズ」や「ふるさとLab」をはじめとする各プロダクトについて新規顧客獲得が好調に推移したことによるものであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の状況の分析

財政状態の状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第16期事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高は444,626千円(前事業年度は352,101千円)となりました。

主力の「LTV-Xシリーズ」や自治体向けのふるさと納税寄付におけるリピーターを増やすサービス「ふるさとLab」をはじめとする各プロダクトが引き続き大きく伸長しており、前事業年度を上回る売上高を達成いたしました。これは機能拡張やカスタマーサポートの強化といった顧客最優先の施策を継続して行

ったことによります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は67,582千円（前事業年度は64,430千円）となりました。これはシステム開発の件数及び工数増加によるものであります。

この結果、売上総利益は377,043千円（前事業年度は287,670千円）となりました。

(販売管理費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、230,436千円（前事業年度は206,706千円）となりました。これは売上高の増加に応じて販売代理店への支払手数料等が増加したことや上場準備に伴う支出増加によるものであります。

この結果、営業利益は146,606千円（前事業年度は80,963千円）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は683千円（前事業年度は163千円）となりました。これは主に受取利息によるものであります。また、営業外費用は12千円（前事業年度は19千円）となりました。これは為替差損によるものであります。

この結果、経常利益は147,277千円（前事業年度は81,107千円）となりました。これは主に、売上高の伸長等に伴い営業利益および経常利益が増加したことによるものであります。

(当期純利益)

法人税、住民税及び事業税は51,811千円（前事業年度は26,631千円）を計上し、法人税等調整額は△2,078千円（前事業年度は△169千円）となりました。これは主に、当事業年度において課税所得が増加したことによる法人税等の増加によるものであります。

以上の結果、当期純利益は97,544千円（前事業年度は54,644千円、前事業年度比42,899千円の増加）となりました。

第17期第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

(売上高)

当第1四半期累計期間における売上高は126,716千円となりました。

主力の「LTV-Xシリーズ」や自治体向けのふるさと納税寄付におけるリピーターを増やすサービス「ふるさとLab」をはじめとする各プロダクトが引き続き大きく伸長し、「LTV-Zaiko」のスポット開発による売上があり、前年を上回る売上高を達成いたしました。これは機能拡張やカスタマーサポートの強化といった顧客最優先の施策を継続して行ったことによります。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間における売上原価は19,603千円となりました。これはシステム開発の件数及び工数増加によるものであります。

この結果、売上総利益は107,112千円となりました。

(販売管理費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、販売代理店への手数料中心に56,501千円となりました。

この結果、営業利益は50,611千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第1四半期累計期間における営業外収益は31千円となりました。これは雑収入によるものであります。また、営業外費用は1千円となりました。これは為替差損によるものであります。

この結果、経常利益は50,640千円となりました。

(四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税は14,497千円、法人税等調整額は2,174千円を計上しました。

以上の結果、四半期純利益は33,968千円となりました。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、景気動向や市場環境の変化、法的規制、同業他社、人材等の様々なリスク要因があると認識しております。詳細については「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、サービス利用料としての月額料金を課金することで、継続的な収益を獲得することができるものであるため、MR R、金額解約率を指標として重視しております。引き続き、これらの指標のさらなる改善に取り組み、持続的な成長に努めてまいります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

資本政策につきましては、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主への利益還元を考慮し、実施していくこととしております。

当社の資金需要の主なものは、人件費、システム開発費、システム利用料等に係る運転資金であります。

当社は必要になった資金について、主に内部留保と営業活動によるキャッシュ・フローから支出しており、本書提出日現在において、借入金はありません。また、流動性リスク管理の観点から、事業活動の継続に必要な運転資金を常時十分に維持することを基本方針としております

以上により、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は351,688千円となっております。当社の事業を推進していく上で十分な流動性を確保していると考えております。また、将来的な事業拡大や資金需要に関しては、必要に応じて、適切な方法による資金調達にて対応する方針であります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たり、決算日における財政状態及び会計期間における経営成績に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、この見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計上の見積りは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

当社が技術援助等を受けている契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
ジャストウェア株式会社	日本	システム開発 保守運営 教育業務	2017年12月1日	業務委託契約	2017年12月1日から 2018年11月30日まで 以後1年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

第16期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度の研究開発費の総額は8,000千円であります。これは、主にA I のビジネス活用に向けた研究開発によるものであります。

（1）研究の目的

A I のビジネス活用に向けた開発を目的としております。

（2）主要な研究課題

生産性の向上や業務効率化に寄与するA I 技術の検証、およびそれらを組み込んだ新たなビジネスアプリケーションの実用化に向けた技術開発に取り組んでおります。

（3）研究体制

本社および外部パートナーにおいて、研究開発活動を行っております。

（4）研究成果

研究開発活動の成果として、新機能のリリースを行っております。

なお、当社はクラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第17期第1 四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は26,440千円となりました。これは、顧客のニーズに対応すべく、サービス改善並びにサービス拡大のためのサーバー増設及びソフトウェア開発によるものであります。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

当第1四半期累計期間における設備投資の総額は3,621千円となりました。これは、顧客のニーズに対応すべく、サービス改善並びにサービス拡大のためのサーバー増設及びソフトウェア開発によるものであります。

なお、当第1四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び 備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社設備、ソフトウェア等	3,446	6,169	40,840	50,457	13

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は10,176千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（2026年8月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,468,000
計	8,468,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,117,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,117,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2019年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の数（個）※	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,000（注）1、6、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	165（注）2、8
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月30日 至 2028年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 165 資本組入額 82.5 （注）8
新株予約権の行使の条件※	（注）3、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

2．新株予約権の発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調

整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役または監査役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。

- (1) 新株予約権者が上記3に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

7. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権の行使期間
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の記載に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
上記 3 に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
上記 5 に準じて決定する。
8. 2023年6月13日開催の取締役会決議により、2023年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年3月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4
新株予約権の数（個）※	35
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 35,000（注）1、6、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	165（注）2、8
新株予約権の行使期間※	自 2022年3月31日 至 2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 165 資本組入額 82.5 （注）8
新株予約権の行使の条件※	（注）3、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役または監査役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。

- (1) 新株予約権者が上記3に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

7. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中の記載に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記3に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記5に準じて決定する。

8. 2023年6月13日開催の取締役会決議により、2023年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年12月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 1
新株予約権の数（個）※	101
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 101,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	165（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2026年1月1日 至 2033年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 165 資本組入額 82.5
新株予約権の行使の条件※	（注）3、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年8月31日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

- （1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役または監査役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- 4. 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
- 5. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。
 - (1) 新株予約権者が上記3に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 7. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権の行使期間
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の記載に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の行使条件
上記3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
上記5に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	2025年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 9 [8]
新株予約権の数（個）※	877 [873]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 87,700 [87,300] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	341（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2027年3月30日 至 2034年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 341 資本組入額 170.5
新株予約権の行使の条件※	（注）3、5
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）7

※最近事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

- 2．新株予約権の発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

- 3．新株予約権の行使条件は以下のとおり。

- （1）新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- （2）新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を行使することができる。

- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- 4. 譲渡による新株予約権の取得には取締役会の承認を要する。
- 5. 新株予約権の取得事由は以下のとおり。
 - (1) 新株予約権者が上記3に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 7. 組織再編時の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権の行使期間
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中の記載に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得には、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の行使条件
上記3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
上記5に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2023年7月1日 (注)	2,114,883	2,117,000	-	10,000	-	93,700

(注) 2023年6月13日開催の取締役会決議により、2023年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2026年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	13	16	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,230	—	—	15,940	21,170	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	24.70	—	—	75.30	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,117,000	21,170	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,117,000	-	-
総株主の議決権	-	21,170	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、創業以来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、企業規模や収益が安定期に入ったと判断された時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

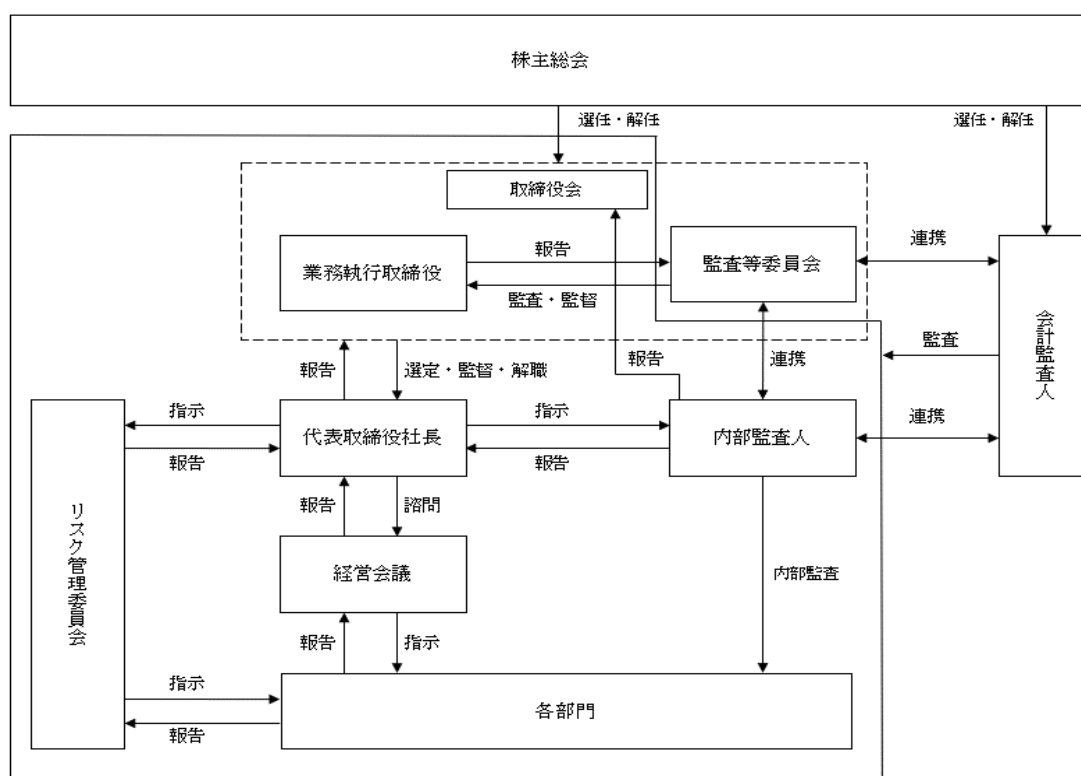
当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率性と迅速性を高めております。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでおります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1. 企業統治体制の概要

当社は会社の機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。なお、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び経営の活性化・効率化を図るために監査等委員会設置会社制度を採用し、監査等委員会、内部監査人及び会計監査人が相互連携を図ることで、社内外からの経営監視機能が十分に発揮される体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりです。



a. 取締役会

取締役会は代表取締役社長である野口学夫が議長を務め、取締役である柴田喬英、日野勝彦、高田知孝及び社外取締役である柿尾正之、後藤高志、西島一博の7名で構成されております。

取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会規程に基づき、経営及び業務執行に関する重要事項の意思決定等を行う他、業績の進捗状況やその他の報告を行い情報の共有を図っております。

b. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と、非常勤監査等委員2名で構成されており、非常勤監査等委員の2名は社外取締役であります。原則として、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査内容の共有を図っております。各監査等委員は、監査等委員会にて策定された監査計画に基づき、それぞれが有する専門領域において、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督状況を監査しております。また、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等の社内の重要な会議への出席、業務執行取締役からの報告及び各部門へのヒアリング等を通じて業務執行全般にわたり監視できる体制としており、内部監査人及び会計監査人との

連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

c. 経営会議

経営会議は代表取締役社長である野口学夫が議長を務め、常勤取締役である柴田喬英、日野勝彦、高田知孝（監査等委員）及び営業部執行役員である宮内尊紀の5名で構成されており、代表取締役社長は必要に応じて各部門から出席者を指名することができることとなっております。

原則として定時取締役会開催に合わせて毎月1回開催しており、当社の会社運営等重要方針ならびに業務執行に関する重要な事項に関して、取締役会の意思決定の諮問機関として、経営に関する重要な事項を協議決定し、また、活発な議論により幅広く現場の意見を聴取し、会社戦略の具現化のために検討することを目的としております。

d. リスク管理委員会

リスク管理委員会は代表取締役社長である野口学夫を委員長とし、常勤取締役である柴田喬英、日野勝彦、高田知孝（監査等委員）及び営業部執行役員である宮内尊紀の5名で構成されております。

リスク管理委員会は原則として四半期毎に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。リスク管理委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、当社のリスク管理に関する方針、体制及び対策に関する事項、リスク防止策の検討等について協議しております。

e. 内部監査人

当社では、代表取締役社長から命を受けた直轄の内部監査人2名が、自己が所属する部門を除く部署を対象として、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果は代表取締役社長及び取締役会へ報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向けて提言等を行っております。

内部監査人と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

f. 会計監査人

当社は、監査法人和宏事務所との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

2. 当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査人を任命し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2024年8月9日開催の取締役会の決議により以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用を行っており、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。基本方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
- b. コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長の命を受けた内部監査人が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は管理部と連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。
- c. 内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的
情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役は、こ
れらの文書等を常時閲覧できるものとし、管理部執行役員はその要請に速やかに対応するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別
し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体
で推進するリスク管理委員会を設置します。リスクの回避及び軽減等に必要な対策を講じるとともに、講
じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締
役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定する
ものとします。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具
体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な
指標については、進捗管理を行うものとします。
- b. 定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行
うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については月1回
以上開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロ
セスの明確化及び透明性の確保を図っております。

5. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査人が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査
等委員である取締役はそれを指定できるものとします。

6. 前項使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受
けないものとします。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員である取締役
の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

- a. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明します。
- b. 取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査
等委員である取締役もしくは管理部に報告するものとします。
- c. 監査等委員である取締役は必要に応じていつでも監査等委員ではない取締役に對し報告を求めることがで
きるものとします。

8. その他、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、監査等委員である取締役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的
に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、
監査等委員である取締役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。
- b. また、監査等委員である取締役は、内部監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要
に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して
屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応を管理部で一括管理
する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をします。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる
体制の整備、維持、向上を図っております。

④ リスク管理体制の状況

当社は、継続企業の前提として、経営の安定性、健全性の維持を重要な課題と認識しております。リスク回避及びリスク顕在化時の損害の最小化を目的に、「リスク管理規程」を定め、社内への周知徹底を図っております。また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を整えております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

これらは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が、期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

中間配当

当社は機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑩ 取締役会の活動状況

最近事業年度（2026年3月期）において、当社は取締役会を定例で月1回開催しており、その他の臨時で開催した取締役会を含め、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	野口 学夫	13回	13回
取締役	柴田 喬英	13回	13回
取締役	日野 勝彦	13回	13回
社外取締役	西島 一博	13回	12回
取締役（監査等委員）	高田 知孝	13回	13回
社外取締役（監査等委員）	柿尾 正之	13回	13回
社外取締役（監査等委員）	後藤 高志	13回	13回

最近事業年度（2026年3月期）における取締役会の具体的な検討内容は、以下のとおりであります。

- ・ 法定決議事項
- ・ 株主総会に関する事項

- ・ 当社株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への上場申請に関する事項
- ・ 内部統制評価計画に関する事項
- ・ 規程改訂に関する事項
- ・ 業績に関する事項

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	野口 学夫	1976年7月29日生	2000年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2008年1月 株式会社Jスタイル入社 2013年4月 株式会社LTV-Innovation取締役 2015年12月 当社取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	20,000
取締役	柴田 喬英	1981年6月8日生	2004年4月 那須印刷株式会社入社 2005年8月 東芝松下ディスプレイテクノロジー株式会社 (現 ジャパンディスプレイ株式会社) 入社 2008年8月 プレジデント・データ・バンク株式会社入社 2009年7月 株式会社パートナーエージェント (現 タメ ニー株式会社) 入社 2015年4月 同社執行役員業務推進部長 2018年12月 株式会社インティメート・マージャー入社 2020年4月 当社入社 営業統括 2022年7月 当社執行役員営業部長 2022年12月 当社取締役 (営業部管掌) 2025年7月 当社取締役 (管理部管掌) (現任)	(注) 3	—
取締役	日野 勝彦	1972年3月6日生	2001年6月 株式会社ぐるなび入社 2003年4月 同社企画Departmentシニアマネージャー 2006年9月 株式会社国際協力データサービス入社 2007年1月 同社第2業務部Webソリューション課課長 2020年8月 当社入社 2022年2月 当社事業部シニアマネージャー 2022年7月 当社CS部シニアマネージャー 2022年12月 当社取締役 (CS部管掌) (現任)	(注) 3	—
取締役	西島 一博	1956年9月7日生	1980年4月 株式会社大広入社 2005年6月 同社執行役員本社営業担当 2013年4月 同社執行役員第1営業本部長 2019年4月 株式会社D&I パートナーズ (現 株式会社 博報堂コンタクト&ロジスティクス) 代表取 締役 2023年6月 同社相談役 2024年6月 当社社外取締役 (現任)	(注) 3	10,000
取締役 (監査等委員)	高田 知孝	1967年1月22日生	1991年4月 三井生命保険相互会社 (現 大樹生命保険株 式会社) 入社 2000年7月 株式会社JIMOS入社 2001年9月 同社取締役 2006年10月 株式会社サイバード取締役 2007年11月 株式会社TMC 代表取締役 (現任) 2010年4月 株式会社プロレコ (現 株式会社n i j i t o) 設立 同社取締役 2010年9月 当社設立 代表取締役 2011年1月 当社取締役 2015年12月 当社監査役 2016年5月 株式会社リ・インベンション 監査役 (現 任) 2016年6月 当社取締役 2018年12月 株式会社スカイディスク 監査役 2023年6月 シャドーコンサルティング株式会社 監査役 2023年6月 株式会社n i j i t o 監査役 (現任) 2024年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	90,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	柿尾 正之	1954年 5 月 9 日生	1978年 9 月 株式会社サーク入社 1986年 4 月 公益社団法人日本通信販売協会入局 2002年 5 月 同局理事 2016年 6 月 当社取締役 2016年 6 月 合同会社柿尾正之事務所設立 同社代表社員 (現任) 2017年 6 月 株式会社ディーエムエス 取締役 (現任) 2017年10月 新日本製菓株式会社 社外取締役 (監査等委員) 2024年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	60,000
取締役 (監査等委員)	後藤 高志	1979年 6 月28日生	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2008年 7 月 末吉総合法律事務所 (現 潮見坂総合法律事務所) 入所 2010年 1 月 同所パートナー (現任) 2015年12月 株式会社ブラップ・ジャパン社外監査役 2016年 6 月 当社社外監査役 2017年 9 月 マシンラーニング・ソリューションズ株式会社 社外取締役 (現任) 2017年11月 株式会社S O U (現 バリュエンスホールディングス株式会社) 監査役 2018年 3 月 エッジインテリジェンス・システムズ株式会社 社外取締役 (現任) 2018年 5 月 L a n g s m i t h株式会社 代表取締役 (現任) 2019年 3 月 株式会社ラーニングエージェンシー (現 A L L D I F F E R E N T株式会社) 社外監査役 (現任) 2019年11月 株式会社S O U (現 バリュエンスホールディングス株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 7 月 株式会社O s i d O r i 社外監査役 2024年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 4	20,000
計					200,000

- (注) 1. 西島一博、柿尾正之及び後藤高志は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の構成については、次のとおりであります。
- 委員長 高田知孝、委員 柿尾正之、委員 後藤高志
3. 取締役の任期は、2026年 6 月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役 (監査等委員) の任期は、2026年 6 月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2024年 6 月27日開催の株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付けをもって監査等委員会設置会社に移行しております。なお、移行に際して、後藤高志は監査役を退任しております。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役を 3 名選任しており、社外取締役 3 名と当社の間に特別な人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場での経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による独立した立場からの取締役会の監督及び監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制となっております。

当社には、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社のサービス領域における知見や経験を踏まえるとともに、一般株主との利益相反が生じることのないよう、株式会社名古屋証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

当社と社外取締役西島一博との間には、人的関係、その他の利害関係はありません。同氏は、広告業界における広範な専門知識と豊富な経験及び上場企業での役員経験を有しており、適切な助言を期待できることから社外取締役として選任しております。同氏は当社普通株式10,000株を有しておりますが、それ以外の当社との人的関

係、資本的関係又はその他利害関係はありません。

社外取締役である柿尾正之は、通信販売業界における専門知識及び豊富なビジネス経験を有しており、適切な助言を期待できることから、社外取締役(監査等委員)として選任しております。同氏は当社普通株式60,000株及び潜在株式5,000株を有しておりますが、それ以外の当社との人的関係、資本的関係又はその他利害関係はありません。

社外取締役である後藤高志は、弁護士としての専門知識及び企業法務における豊富な経験を有しており、適切な助言を期待できることから社外取締役(監査等委員)として選任しております。同氏は当社普通株式20,000株及び潜在株式10,000株を有しておりますが、それ以外の当社との人的関係、資本的関係又はその他利害関係はありません。

当社の社外取締役は、取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、客観的かつ中立的に経営全般を監査・監督しており、当社経営陣への監督・けん制機能として重要な役割を果たしているものと考えております。

③ 社外取締役又は監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会への出席を通じ、また監査等委員である社外取締役はこれに加え監査等委員会等への出席を通じ、直接または間接的に内部監査および会計監査の報告を受け、必要に応じて取締役の職務の執行状況に対して意見を述べることにより、これらの監査と連携のとれた監督機能を果たしております。また、取締役会の一員として、意見または助言により内部統制部門を有効に機能させることを通じて、適正な業務執行の確保に努めております。

また、当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成されており、取締役会その他重要な会議に出席するなど業務監査を通じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を十分に監査できる体制となっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の合計3名（うち社外取締役2名）により構成されております。監査等委員会は内部統制システムを利用した監査を実施すべく、毎期策定される監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査人による網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受ける体制を整えるとともに、原則として月1回開催される監査等委員会において情報を共有しております。また内部監査人及び会計監査人とも定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

氏 名	開催回数	出席回数
高田 知孝	14回	14回
柿尾 正之	14回	14回
後藤 高志	14回	14回

各監査等委員は取締役会への出席を通じ、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることにより、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っております。

また、常勤監査等委員の活動としては、内部監査人との定期的なミーティングを通じた内部監査の計画・実施状況の確認、会計監査人との定期的なミーティングを通じた会計監査の実施状況・結果の確認、代表取締役社長との定期的な意見交換会の実施、並びに取締役会・経営会議やリスク管理委員会における意見陳述及び審議への参加等を行っており、これらの活動を通じて監査の実効性と効率性の向上に努めております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、C S部取締役及び管理部取締役の2名が内部監査人として、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、自己の属する部門を除く全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長及び取締役会に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び諸規程並びに経営方針への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、これをもって経営の合理化と効率向上に資することを基本方針として実施しております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人和宏事務所

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

平岩 雅司

和田 泰史

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
10,000	—	13,000	—

（注）当社における非監査業務の内容は、最近事業年度の前事業年度及び最近事業年度につきましては、該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査等委員会において同意の上、決定する方針としております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は5名）、監査等委員である取締役の報酬額は、年額60百万円以内（同株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議されております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会で別途決定した報酬の基準に基づき、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員会の協議により決定しております。なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は固定報酬のみですが、2025年3月28日開催の株主総会の決議により、当社の役員・従業員に対し上記の年間報酬総額の上限とは別枠で、90,900株を上限として、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき承認されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	44,550	44,550	—	—	—	4
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	6,000	6,000	—	—	—	1
社外役員	7,200	7,200	—	—	—	3

（注）上記の支給人員及び支給額には、2025年6月27日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名が含まれております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分については、株式価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」、それ以外の株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有しておりませんので保有方針等については記載しておりません。

b. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する方針

当社では、多様なバックグラウンドを持つ人材こそが持続的な価値創造の源泉であると考えております。そのため、「未経験者の積極的採用」と「教育体制・働きやすい環境づくり」を両輪とした人材戦略を推進しております。組織戦略においては、未経験者を幅広く受け入れる母集団を形成し、OJTや研修、日々の業務を通じて実践的なスキルを習得できる仕組みを構築しております。これにより、従業員がITキャリアの形成を自らの成長や働くインセンティブとして捉えられるように支援しております。

また、効率的な業務プロセスの確立や適正な業務分担の推進により、ワークライフバランスの充実を図り、安心して長期的に活躍できる環境を整備しております。さらに、業務プロセスの改善貢献や個人の成果に基づいた評価・処遇を行うことで、組織のエンゲージメント向上に努めております。今後も、未経験者採用のさらなる推進と教育体制の強化、そして魅力ある職場環境づくりを両立させ、人材の確保と定着を実現してまいります。

(2)【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率（％）
11	36.8	3.6	4,724	8.45

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はクラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

③ 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)及び当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人和宏事務所により監査を受けております。
- (2) 当社は、第1四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人和宏事務所による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	249,922	351,688
売掛金	33,642	42,299
前払費用	2,953	2,743
その他	4	372
貸倒引当金	△95	△197
流動資産合計	286,427	396,906
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,344	4,344
減価償却累計額	△606	△897
建物（純額）	3,737	3,446
工具、器具及び備品	9,251	16,031
減価償却累計額	△6,900	△9,862
工具、器具及び備品（純額）	2,351	6,169
有形固定資産合計	6,089	9,616
無形固定資産		
ソフトウェア	34,247	40,840
無形固定資産合計	34,247	40,840
投資その他の資産		
長期前払費用	1,206	610
繰延税金資産	2,093	4,171
その他	9,030	8,480
投資その他の資産合計	12,329	13,262
固定資産合計	52,666	63,719
資産合計	339,093	460,625

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,062	4,331
未払金	6,487	7,735
未払費用	4,901	5,485
未払法人税等	19,276	38,377
契約負債	907	799
その他	9,833	12,726
流動負債合計	45,468	69,456
負債合計	45,468	69,456
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	93,700	93,700
その他資本剰余金	4,772	4,772
資本剰余金合計	98,472	98,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	185,152	282,696
利益剰余金合計	185,152	282,696
株主資本合計	293,625	391,169
純資産合計	293,625	391,169
負債純資産合計	339,093	460,625

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
売上高	※1 352,101	※1 444,626
売上原価	64,430	67,582
売上総利益	287,670	377,043
販売費及び一般管理費	※2,※3 206,706	※2,※3 230,436
営業利益	80,963	146,606
営業外収益		
受取利息	115	560
雑収入	47	123
営業外収益合計	163	683
営業外費用		
為替差損	19	12
営業外費用合計	19	12
経常利益	81,107	147,277
税引前当期純利益	81,107	147,277
法人税、住民税及び事業税	26,631	51,811
法人税等調整額	△169	△2,078
法人税等合計	26,462	49,733
当期純利益	54,644	97,544

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 経費	※	64,430	100.0	67,582	100.0
当期売上原価		64,430	100.0	67,582	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※ 内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費 (千円)	11,996	14,820
外注委託費 (千円)	52,434	52,761

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	93,700	4,772	98,472	130,507	130,507	238,980	238,980
当期変動額								
当期純利益					54,644	54,644	54,644	54,644
当期変動額合計	-	-	-	-	54,644	54,644	54,644	54,644
当期末残高	10,000	93,700	4,772	98,472	185,152	185,152	293,625	293,625

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	93,700	4,772	98,472	185,152	185,152	293,625	293,625
当期変動額								
当期純利益					97,544	97,544	97,544	97,544
当期変動額合計	-	-	-	-	97,544	97,544	97,544	97,544
当期末残高	10,000	93,700	4,772	98,472	282,696	282,696	391,169	391,169

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	81,107	147,277
減価償却費	13,794	16,893
貸倒引当金の増減額（△は減少）	87	102
為替差損益（△は益）	19	12
受取利息及び受取配当金	△115	△560
売上債権の増減額（△は増加）	△6,443	△8,656
仕入債務の増減額（△は減少）	588	36
その他	4,298	5,018
小計	93,336	160,124
利息及び配当金の受取額	115	560
法人税等の支払額	△19,974	△32,710
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,477	127,973
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,837	△6,780
無形固定資産の取得による支出	△18,227	△19,426
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,064	△26,207
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	52,412	101,766
現金及び現金同等物の期首残高	197,509	249,922
現金及び現金同等物の期末残高	※ 249,922	※ 351,688

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) 月額利用料

クラウド方式によるソフトウェアサービスの提供を行っております。このようなサービスの提供については、サービス提供期間の単位（1か月）ごとに履行義務が充足されるため、毎月末日時点で収益を認識しております。

(2) 初期費用及び開発費用

クラウドサービスの提供に必要な初期設定や、個別の要望に応じるソフトウェア開発を行っております。これらのサービスについては、初期設定およびソフトウェア開発が完了し、サービス提供が開始された時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) 月額利用料

クラウド方式によるソフトウェアサービスの提供を行っております。このようなサービスの提供については、サービス提供期間の単位（1か月）ごとに履行義務が充足されるため、毎月末日時点で収益を認識しております。

(2) 初期費用及び開発費用

クラウドサービスの提供に必要な初期設定や、個別の要望に応じるソフトウェア開発を行っております。これらのサービスについては、初期設定およびソフトウェア開発が完了し、サービス提供が開始された時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度中に財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 2,093千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表に計上した繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 将来の事業計画における主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。同事業計画では、企業のデジタル化・省力化へのシフト、業務の自動化・効率化などへの取り組みを受けたクラウドサービス市場全体への高い需要が継続している点や、過去の実績及び営業部の活動計画に基づき受注見込み及び売上の積み上げを予測しております。

上記の主要な仮定は、将来の不確実な経済条件やクラウドサービス市場の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価に影響を及ぼす可能性があります。

③ 主要な仮定の不確実性および経営成績等に与える影響

市場環境の急変や不確実な経済条件の変化により、クラウドサービスに対する需要が著しく低下した場合、または顧客の獲得計画に遅れが生じた場合等には、実際の課税所得が当初の見積りと異なる可能性があります。仮に、将来の課税所得が予想を下回り、繰延税金資産の回収可能性を見直す必要が生じた場合、翌事業年度以降において繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度中に財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 4,171千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表に計上した繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 将来の事業計画における主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。同事業計画では、企業のデジタル化・省力化へのシフト、業務の自動化・効率化などへの取り組みを受けたクラウドサービス市場全体への高い需要が継続している点や、過去の実績及び営業部の活動計画に基づき受注見込み及び売上の積み上げを予測しております。

上記の主要な仮定は、将来の不確実な経済条件やクラウドサービス市場の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価に影響を及ぼす可能性があります。

③ 主要な仮定の不確実性および経営成績等に与える影響

市場環境の急変や不確実な経済条件の変化により、クラウドサービスに対する需要が著しく低下した場合、または顧客の獲得計画に遅れが生じた場合等には、実際の課税所得が当初の見積りと異なる可能性があります。仮に、将来の課税所得が予想を下回り、繰延税金資産の回収可能性を見直す必要が生じた場合、翌事業年度以降において繰延税金資産の取り崩しが発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的な修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的な修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	54,735千円	57,750千円
給料及び手当	52,888千円	53,726千円
支払手数料	50,238千円	61,704千円
減価償却費	1,797千円	2,072千円
貸倒引当金繰入額	87千円	197千円
おおよその割合		
販売費	31%	33%
一般管理費	69%	67%

※3 一般管理費に含まれている研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
研究開発費	一千円	8,000千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,117,000	—	—	2,117,000
合計	2,117,000	—	—	2,117,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 1. 当社はストック・オプションとしての新株予約権を発行しておりますが、付与時において当社株式は非上場であり、単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,117,000	—	—	2,117,000
合計	2,117,000	—	—	2,117,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 1. 当社はストック・オプションとしての新株予約権を発行しておりますが、付与時において当社株式は非上場であり、単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年4月1日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	249,922千円	351,688千円
現金及び現金同等物	249,922千円	351,688千円

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については事業への投資を優先することを基本として、余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用を行っております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスクを回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が月次に資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「契約負債」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	249,922	—	—	—
売掛金	33,642	—	—	—
合計	283,564	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベル

に分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については事業への投資を優先することを基本として、余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用を行っております。また、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。今後、リスクを回避するためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合は、規程等の整備を行った上で実行する方針であります。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、全て1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い新規取引先等について与信調査を行い、定期的なモニタリングを行うとともに、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うことでリスクの低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が月次に資金繰状況を管理するとともに、手許流動性を一定水準以上維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「契約負債」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	351,688	—	—	—
売掛金	42,299	—	—	—
合計	393,987	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 4名	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式15,000株	普通株式35,000株	普通株式101,000株	普通株式90,900株
付与日	2019年3月27日	2020年3月30日	2023年12月31日	2025年3月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月30日 至 2028年5月31日	自 2022年3月31日 至 2029年5月31日	自 2026年1月1日 至 2033年5月31日	自 2027年3月30日 至 2034年5月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023年7月1日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	15,000	35,000	101,000	—
付与	—	—	—	90,900
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	15,000	35,000	101,000	90,900
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2023年7月1日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	165	165	165	341
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産方式により算定した価値を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度末において権利行使されたStock・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. Stock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社取締役 4名	当社取締役 3名 当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)	普通株式15,000株	普通株式35,000株	普通株式101,000株	普通株式87,700株
付与日	2019年3月27日	2020年3月30日	2023年12月31日	2025年3月29日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月30日 至 2028年5月31日	自 2022年3月31日 至 2029年5月31日	自 2026年1月1日 至 2033年5月31日	自 2027年3月30日 至 2034年5月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2023年7月1日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	15,000	35,000	101,000	90,900
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	3,200
権利確定	—	—	—	—
未確定残	15,000	35,000	101,000	87,700
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2023年7月1日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	165	165	165	341
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産方式により算定した価値を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度における本源的価値の合計額	2,986千円
(2) 当事業年度末において権利行使されたStock・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2025年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1,686千円
その他	407
繰延税金資産合計	2,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の財務諸表への影響は軽微であります。

当事業年度 (2026年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	3,568千円
その他	603
繰延税金資産合計	4,171

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クラウドサービス事業			合計
	月額利用料	開発費用	初期費用	
一時点で移転される財又はサービス	—	13,246	6,926	20,172
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	331,928	—	—	331,928
顧客との契約から生じる収益	331,928	13,246	6,926	352,101
外部顧客への売上高	331,928	13,246	6,926	352,101

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	27,198
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	33,642
契約負債（期首残高）	723
契約負債（期末残高）	907

契約負債は、主に、サービス提供前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、723千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クラウドサービス事業			合計
	月額利用料	開発費用	初期費用	
一時点で移転される財又はサービス	—	9,294	6,871	16,166
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	428,459	—	—	428,459
顧客との契約から生じる収益	428,459	9,294	6,871	444,626
外部顧客への売上高	428,459	9,294	6,871	444,626

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	33,642
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	42,299
契約負債（期首残高）	907
契約負債（期末残高）	799

契約負債は、主に、サービス提供前に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、907千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	138.70円	184.78円
1株当たり当期純利益	25.81円	46.08円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益(千円)	54,644	97,544
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	54,644	97,544
普通株式の期中平均株式数(株)	2,117,000	2,117,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,060個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数1,028個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,344	-	-	4,344	897	291	3,446
工具、器具及び備品	9,251	6,780	-	16,031	9,862	2,962	6,169
有形固定資産計	13,595	6,780	-	20,376	10,759	3,253	9,616
無形固定資産							
ソフトウェア	78,787	19,660	-	98,447	57,606	13,066	40,840
無形固定資産計	78,787	19,660	-	98,447	57,606	13,066	40,840
長期前払費用	2,527	-	-	2,527	1,916	573	610

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	件名	金額
工具、器具及び備品	s1新規サーバHW購入費用	2,738
	e4リプレースサーバHW購入費用	2,161
ソフトウェア	販管システムの汎用化開発	2,320
	割引アラート機能開発	2,160
	店舗間移動機能開発	1,980
	LTV-MailPOP機能開発	1,200
	WEB接客エディター機能開発	1,144

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	95	197	-	95	197

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金及び預金	
普通預金	351,688
合計	351,688

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ビービーエフ	2,916
NE(株)	1,838
(株)タカキュー	1,804
(株)Dr. V r a n j e s J A P A N	1,127
リンツ&シュプルングリージャパン(株)	719
その他	33,893
合計	42,299

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
33,642	463,121	454,465	42,299	91.5	29.9

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
ジャストウェア㈱	4,113
㈱Eーリテイリングシステムズ	154
㈱リンク	63
合計	4,331

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
㈱フューチャーショップ	2,172
ジャストウェア㈱	1,080
㈱ディーカレント	517
㈱ラック	450
監査法人和宏事務所	429
その他	3,086
合計	7,735

ハ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	25,756
未払事業税	10,040
未払住民税	2,580
合計	38,377

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2026年8月7日開催の取締役会において承認された第17期第1四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第17期第1四半期累計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	355,778
売掛金	44,655
その他	5,741
貸倒引当金	△208
流動資産合計	405,965
固定資産	
有形固定資産	9,298
無形固定資産	
ソフトウェア	40,445
無形固定資産合計	40,445
投資その他の資産	10,886
固定資産合計	60,630
資産合計	466,596
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,856
未払法人税等	14,490
その他	22,111
流動負債合計	41,458
負債合計	41,458
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	98,472
利益剰余金	316,665
株主資本合計	425,137
純資産合計	425,137
負債純資産合計	466,596

(2) 四半期損益計算書

第1四半期累計期間

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
売上高	126,716
売上原価	19,603
売上総利益	107,112
販売費及び一般管理費	56,501
営業利益	50,611
営業外収益	
雑収入	31
営業外収益合計	31
営業外費用	
為替差損	1
営業外費用合計	1
経常利益	50,640
税引前四半期純利益	50,640
法人税、住民税及び事業税	14,497
法人税等調整額	2,174
法人税等合計	16,671
四半期純利益	33,968

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クラウドサービス事業			合計
	月額利用料	開発費用	初期費用	
一時点で移転される 財又はサービス	-	6,850	1,500	8,350
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	118,366	-	-	118,366
顧客との契約から生じる収益	118,366	6,850	1,500	126,716
外部顧客への売上高	118,366	6,850	1,500	126,716

(セグメント情報等の注記)

当社事業は、クラウドシステムの開発・運営事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	4,398千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり四半期純利益	16.05円
(算定上の基礎)	—
四半期純利益(千円)	33,968
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	33,968
普通株式の期中平均株式数(株)	2,117,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数1,024個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://ltv-x.jp/ir/afr/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社名古屋証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2025年 3月28日	株式会社S R I	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	西島 一博	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者等(当社取締役)	10,000	3,410,000 (341) (注) 4	経営参画意識向上のため
2025年 3月28日	株式会社S R I	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	川真田 潔	大阪府茨木市	社外協力者	10,000	3,410,000 (341) (注) 4	取引関係強化のため

- (注) 1. 当社は、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しておりますが、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第276条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2024年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第237条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第277条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社、当該会社の関係会社並びにその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社又は資本的関係会社
4. 移動価格算定方式はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び簿価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して当事者間で協議の上、決定した価格であります。
5. 2023年6月13日開催の取締役会決議により、2023年7月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2025年3月29日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式90,900株
発行価格	341円
資本組入額	170.5円
発行価額の総額	30,996,900円
資本組入額の総額	15,498,450円
発行方法	2025年3月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社名古屋証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第282条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2026年3月31日であります。
2. 同施行規則第282条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価額は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び簿価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。
5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員2名）により、発行数は87,700株、発行価額の総額は29,905,700円、資本組入額の総額は14,952,850円となっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株当たり341円
行使期間	2027年3月30日から 2034年5月31日まで
行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、本新株予約権の割当てを受けた者が任期満了を理由に当社の取締役または監査役を退任した場合で、当社の取締役会が特に認めて本新株予約権の割当てを受けた者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を行使することができる。 ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
野口 学夫	東京都品川区	会社役員	60,000	20,460,000 (341)	特別利害関係者等（当社代表取締役社長）
柴田 喬英	東京都大田区	会社役員	10,000	3,410,000 (341)	特別利害関係者等（当社取締役）
日野 勝彦	千葉県印西市	会社役員	10,000	3,410,000 (341)	特別利害関係者等（当社取締役）
宮内 尊紀	千葉県千葉市緑区	会社員	3,000	1,023,000 (341)	当社従業員
谷本 光司	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	3,000	1,023,000 (341)	当社従業員

（注）新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）7名、割当株式の総数1,500株に関する記載は省略しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
小村 富士夫（注）1，4	東京都港区	994,000	42.20
ドコモ・イノベーションファンド 2号投資事業有限責任組合 （注）1	東京都港区麻布台1-3-1 麻布台ヒルズ森JPタワー23階	333,000	14.14
株式会社SR I （注）1	東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア5階	170,000	7.22
古後 淳（注）1	神奈川県横浜市神奈川区	160,000	6.79
野口 学夫（注）1，2	東京都品川区	155,000 (135,000)	6.58 (5.73)
舟橋 裕道（注）1	千葉県柏市	100,000	4.25
高田 知孝（注）1，3	北海道札幌市中央区	95,000 (5,000)	4.03 (0.21)
江田 健二（注）1	東京都渋谷区	80,000	3.40
柿尾 正之（注）1，3	千葉県八千代市	65,000 (5,000)	2.76 (0.21)
井本 浩樹（注）1	佐賀県唐津市	40,000	1.70
後藤 高志（注）3	神奈川県横浜市都筑区	30,000 (10,000)	1.27 (0.42)
柴田 喬英（注）3	—	30,000 (30,000)	1.27 (1.27)
日野 勝彦（注）3	—	30,000 (30,000)	1.27 (1.27)
ジャストウェア株式会社	東京都台東区上野1-20-1 上野一丁目ビル6階	20,000	0.85
—（注）5	—	19,000 (19,000)	0.81 (0.81)
西島 一博（注）3	—	10,000	0.42
川真田 潔	—	10,000	0.42
呉 俊	—	5,000	0.21
張 蔚捷（注）4	—	5,000	0.21
—（注）5	—	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
その他1,000株未満保有者 7名 （注）5	—	1,300 (1,300)	0.06 (0.06)
計	—	2,355,300 (238,300)	100.00 (10.12)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．当社の元取締役

5．当社の従業員

6．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

7．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社LTV-X

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員

業務執行社員

公認会計士

業務執行社員

公認会計士

平岩 雅司
和田 泰史

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LTV-Xの2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTV-Xの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社LTV-X

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員

業務執行社員

公認会計士

平岩 雅司

業務執行社員

公認会計士

和田 泰史

監査意見

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LTV-Xの2025年4月1日から2026年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTV-Xの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月25日

株式会社LTV-X

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員

業務執行社員

公認会計士

業務執行社員

公認会計士

平岩 雅司
和田 泰史

監査人の結論

当監査法人は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社LTV-Xの2026年4月1日から2027年3月31日までの第17期事業年度の第1四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTV-Xの2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社名古屋証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上